

水道局からのお知らせ

水道局職員を装った悪質業者にご注意を！



水道局の職員を装ったり、水道局から依頼されたなどと偽って、浄水器の設置や給水管の清掃作業を行うなどの悪質な商法によるトラブルが発生しています。水道局では次のようなことは一切

- しませんので、ご注意ください。
  - ▷家庭を訪問し、物品（浄水器など）の販売や給水管の清掃を行う
  - ▷一方的に水質検査や水道工事に訪れ、料金を請求する
- 水道局職員は、「顔写真入りの証明書」を常に携帯しています。不審な点がある場合は、証明書の提示を求めると、その場で水道局にお問い合わせください。

水道メーターの取り替えにご協力を！

水道メーターは、みなさんが使用した水量を正確に計る大切なものです。計量法により使用期限が定められているため、定期的に取り替えなければなりません。水道メーターの取り替え工事は、水道局が委託した指定工事業者がみなさんの家を訪問して行います。

※取り替え費用の個人負担はありません。  
 ※訪問する指定工事業者は、水道局が委託したことを証明する「顔写真入りの証明書」を携帯しています。

問い合わせ先 水道局 ☎(0857) 53-7811



お知らせ



鳥取市消防団女性分団結成！！

女性の視点を取り入れたきめ細やかな防災対策を講じるとともに、災害時に女性のニーズにあった対応や復旧活動を行うため、団員14人で鳥取市消防団女性分団を結成し、8月31日に入団式を行いました。女性分団の活躍にご期待いただくとともに、ぜひ団員に声援をお送りください！

1 課 ☎(0857) 20-3  
2  
7

特定健診（メタボ健診）を受診しましょう！



糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病を予防するため、40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象として、特定健診（メタボ健診）を実施しています。生活習慣病発症の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）またはその予備群が疑われる人の割合は、男女とも40歳以上で高くなり、男性では2人に1人、女性では5人に1人といわれています。対象者には7月に受診券を郵送していますので、早めに市内の医療機関などで受診しましょう。

- 【受診方法】
- ▷受診場所：市内の医療機関または健診機関
  - ▷持参するもの：受診券、国民健康保険被保険者証
  - ▷受診期間：平成21年2月28日（土）まで
- 問い合わせ先 中央保健センター総合健診室 ☎(0857) 20-0320

まちと暮らしを守る条例ができました

「まっ、いいか」は違反です。

4月1日から「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」施行中

- ポイ捨てNG!
- 歩きタバコNG!
- アイドリングSTOP!
- 違法な自販機NG!

平成20年10月1日より、違反した場合には2万円以下の過料が科せられることがあります。

10月1日から、以下の行為を行うと2万円以下の過料を科せられる場合があります。

- 公共の場所でのポイ捨て ●公共の場所への飼い犬のふんの放置 ●公共の場所での歩行喫煙 ●自販機に回収容器を設置しない、管理しない

問い合わせ先 市役所本庁舎環境政策課 ☎(0857) 20-3176

「ねんきん特別便」記録の確認にご協力を



社会保険庁では、年金の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を順次お送りしています。

【緑色の封筒でお届けします】

- 年金受給者・・・本年4月から5月までの間
- 現役加入者・・・本年6月から10月までの間

\*年金記録の確認をお願いします\*

年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認してください。「もれ」や「間違い」がある場合もない場合も、必ずご回答ください。

【3月までに青色の封筒が届いた人】

年金記録にもれがある可能性が高い人です。まずは「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性のある記録の具体的な情報を提供します。

ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555  
 月～金曜日 9:00～20:00  
 第2土曜日 9:00～17:00

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857) 27-8311



## 募 集

### 鳥取市環境保全審議会委員

【容】自然保護、公害の防止など、環境保全について必要な事項の調査

および審議▽任期：委嘱の日から平成22年10月まで▽会議の開催：年1回程度▽報酬：90000円／出席1回【員】3人【案】市内在住の20歳以上（平成20年4月1日現在）で、平日開催の会議に出席できる人【募】10月15日（水）必着で「鳥取市の環境」について800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで問い合わせ先へ ※公募多数の場合は選考の上決定 【問】市役所本庁舎環境政策課 ☎(0857) 20-3176・☎(0857) 20-3045・電子メール kan-seisaku@city.tottori.tottori.jp

### 鳥取市市民自治推進委員会委員

【容】参画と協働のまちづくりの推進に関することや、鳥取市自治基本条例の運用・見直しに関することについての調査、審議など▽任期：

## 募 集 市営住宅入居者

入居を希望する人は、建築住宅課、各総合支所産業建設課および駅南庁舎総合窓口にある申込書に、必要事項を記入のうえ、添付書類を添えてお申し込みください。 ※添付書類には、取得に日数がかかるものもありますので、早めの手続きをお願いします。 ※駅南庁舎総合窓口は申込書の配布だけです。手続きの説明や申込書の提出はできないので、ご注意ください。 ※本募集は9月号掲載予定でしたが、今号掲載となったことをおわびします。なお、9月の募集時に申し込みをされた人は同一団地の募集ですので、再度応募される必要はありません。

■受付期間 10月1日（水）～7日（火）

種 別	団地名	戸 数	規 格	月額家賃（円）
一般	旭 町	1	3DK	23,100～38,200
	大 森	1	3DK	24,600～40,700
	賀 露	1	3DK	29,300～48,500
	徳 吉	2	3DK	11,600～25,800
	湯 所	1	2DK	22,800～37,800
	城山(青谷)	4	3DK	14,500～30,500
	勝見(気高)	1	2DK	24,500～40,700
	ほき元(佐治)	1	3DK	17,000～28,100
シルバー	賀 露	1	2DK	23,300～38,600
勤労者	城山(青谷)	2	2DK	30,000
特賃	旭 町	4	3DK	65,000
	湖 山	1	3DK	80,000
	西町第二(青谷)	1	3DK	55,000
若者向け	グリーン ハイツ あおや	1	51.45㎡ (店舗)	20,580
		1	67.58㎡ (店舗)	27,030

申し込み・問い合わせ先 市役所本庁舎建築住宅課 ☎(0857) 20-3291 / 各総合支所産業建設課

委嘱の日（平成20年11月下旬を予定）から2年間▽会議の開催：年6回程度（平成20年度は3回）▽報酬：90000円／出席1回【員】4人程度【案】市内に在住、通勤、通学している人または市内において事業活動を行っている団体の人で、平日開催の会議に出席できる人（高校生不可）【募】10月31日（金）必着で「応募の動機」、「これまでに関わった市民・地域活動」、「参画と協働のまちづくりについての考え」を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで問い合わせ先へ ※様

### 学校給食センター調理業務 民間委託事業者

本市では、民間事業者の専門的な知識や技術を活用し、業務の効率性を向上させることで、より充実した学校給食を提供できるよう、平成21年度から平成25年度までの5年間、湖東学校給食センターと国府学校給食センターの調理業務を民間事業者者に委託します。事業

### 甲種防火管理新規講習会

【時】11月20日（木）、21日（金）【所】東部広域行政管理組合消防局【募】10月27日（月）～11月12日（水）の間に左記問い合わせ先へ【料】5500円（テキスト代）【員】100人 ※定員になり次第締め切り【問】東部消防局予防課予防係（吉成640-1）☎(0857) 23-2460

式は自由【問】市役所本庁舎協働推進課 ☎(0857) 20-3181・☎(0857) 21-1594・電子メール kyodosujishin@city.tottori.tottori.jp

者については、公募型プロポーザル（企画提案）方式により、募集・選定します。くわしくは、鳥取市ホームページをご覧ください。【問】市役所第二庁舎体育課 ☎(0857) 20-3372